

過疎地域課税免除申請 及び 提出書類一覧について

過疎地域における固定資産税課税免除申請の対象は、免除申請前に産業振興機械等の取得に係る確認申請によって、与謝野町過疎地域持続的発展市町村計画に記載された業種に属し、産業振興機械等の取得等が、与謝野町の産業の振興に寄与、適合することを確認された（産業振興機械等の取得等に係る確認書を発行された）固定資産が課税免除対象になります。

なお、産業振興機械等の取得に係る確認申請の対象となる固定資産が、過疎地域における固定資産税課税免除申請の対象となることから、両申請にて対象の固定資産である旨の確認書類を提出いただくことになります。

そのため、申請に係る確認業務を円滑に進めるために、下記の提出書類をあらかじめご用意ください。また、下記の提出書類とは別に参考資料として「新設又は増設した産業振興機械等に係る事業計画書」、「申請者（法人）のパンフレット」、「決算書（当期及び前期の貸借対照表）」、「損益計算書」等の提出をお願いします。

最後に、過疎地域における固定資産税課税免除（租税特別措置等の適用）においては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条の3項又は第45条の2項に該当する特別償却を行う（特別償却しない場合は理由書）必要がありますので、申請の際には必ずご確認をお願いします。

下記の提出書類により、与謝野町の産業の振興に寄与、適合することを確認を行った後、「産業振興機械等の取得等に係る確認書」を発行します。

『産業振興機械等の取得に係る確認申請』時に必要な提出書類

■ 産業振興機械等の取得に係る確認申請書

■ 土地、家屋（建物）及び償却資産の取得価格を証明する書類

◆土地：売買契約書及び領収書等

◆家屋（建物）：工事契約書及び領収書等

◆償却資産：売買契約書及び領収書等

※取得金額と領収書のコピーが一致するようにしてください。申請対象外の資産と合算した領収書である場合は、領収書とは別に領収金額の内訳がわかるようにしてください。

■ 取得資産の写真

※カラー写真で、A4サイズに4枚程度を掲載し提出してください。

※土地や建物については各方面（三方）から撮影した写真を添付してください。

■ 平面図及び配置図

※土地、建物の場合は、事業所等の平面図を添付し、償却資産の場合は、配置図を添付してください。

■ 取得不動産の登記完了証及び登記簿謄本の写し（土地及び建物のみ）

※土地、建物の場合は、必ず提出してください。

※未登記の場合は、着手、完成の月日を明らかにする書類。

※土地を取得し1年以内に建物を着工する場合は、土地の売買契約書。

■ 特別償却の償却限度額の計算に関する付表（特別償却をしない場合は理由書）

【備考】

- 本社や他の地域の工場にあった機械等を移設した場合は対象となりません。
- 機械の取り替えによる新規取得は、前の機械から能力（仕様書等から判断）が概ね30%以上向上した場合等の要件があります。この場合、取り替え前の機械及び取り替え後の機械の仕様書等が必要です。機械の取得額算出の根拠理由書も必要となります。

『過疎地域における固定資産税課税免除申請』時に必要な提出書類

- 過疎地域における固定資産税課税免除申請書（様式第1号(第2条関係)及び付表）
- 産業振興機械等の取得に係る確認書（写し）
- 『産業振興機械等の取得に係る確認申請』時の提出書類一式（写し）

上記の『過疎地域における固定資産税課税免除申請』時に、産業振興機械等の取得に係る確認申請の際に提出した書類一式（写し）と産業振興機械等の取得に係る確認書（写し）を用い、課税免除申請に係る確認を行います。課税免除対象である旨の確認ができた申請については「過疎地域における固定資産税課税免除決定通知書」を発行し、新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3ヶ年度について課税免除が適用されます。

与謝野町役場税務課 資産税係
電話 0772-43-9020